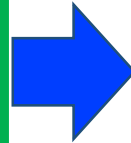


令和3年度新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金申請の流れ

1. 申請書類を入手

【入手先】

- 県庁ホームページから印刷又はダウンロード
 - 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
 - 県合同庁舎及び県税事務所で受け取る
 - 各市町村役場で受け取る
- ※住所等は、「給付等要領 別表3」を参照

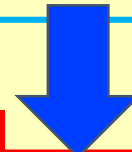


2. 申請書類の作成

※詳細は「給付等要領 別表2」を参照ください。

【記入する書類】

- 申請書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 売上減少等の証明申請（様式3）



認定支援機関等での証明

売上減少等の証明申請書（様式3）

は認定経営革新等支援機関等（税理士・金融機関、商工会・商工会議所等）で必ず証明を受けてください。

【添付する書類】※県税納税証明書以外は写しで可

- 本人確認書類（※1）
（法人の場合は法人代表者のもの）
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（※1、2）
- 社会保険料納入告知書の「納付書・領収書」など社会保険料の納付額が分かる書類（写し）又は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
- 高知県税の滞納がない（又は徴収猶予を受けている）旨を証する納税証明書
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等
（※1）高知県営業時間短縮要請協力金の「支給決定通知書」又は高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金の「給付決定通知書」の写しの添付に代えることができます。
（※2）許可等を必要としない業種の場合は不要です。

3. 申請書類の提出

※感染防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

①郵送

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。（送料は申請者負担）

【送付先】〒780-8570 高知県庁「高知県雇用維持臨時支援給付金申請受付センター」行

②オンライン

高知県庁ホームページから申請してください。

申請受付期間

令和4年3月18日（金）～

令和4年6月17日（金）※当日消印有効



4. 入金

4月上旬以降、口座に振込予定

※審査の結果、不給付となる場合があります。

審査
（※3）

【お問い合わせ先】

高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

TEL：088-821-7566

受付時間：午前9時から午後5時まで
（平日のみ）

※お住まいの市町村ではなく、こちらにお問い合わせください。

（※3）営業時間短縮要請協力金又は新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金（以下、「協力金・給付金」という。）を申請された方は、協力金・給付金の支給が確定した後に、当該給付金の審査が行われますので予めご了承ください。